



佐賀県公報

平成18年
1月13日
(金曜日)
第 12703号

○告示

●佐賀県告示第九号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年一月十三日

佐賀県知事 古川 康

- 青少年に有害な図書等の指定

- 保安林予定森林

- 保安施設地区の予定地

- 道路の区域の変更

- 唐津港臨港地区内の分区の指定

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課)
() 五

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(畜産課)
() 五

- 家畜改良増殖法に基づく平成十七年度臨時種畜検査の実施

(土地対策課)
() 五

- 公共測量の実施

(農地整備課)
() 五

- 土地改良区役員の就退任届

(建築住宅課)
() 七

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

() 七

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更

() 七

選挙管理委員会事項

- 地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、

同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を越える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(告示・一) 七

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-233	話王 本当にあったHな話 79号 2月号	株ぶんか社	19819-2	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-234	これッ！本気 H話 バカH 第23号	マイウェイ出版(株)	17423-2	
"	17-235	劇漫 スペシャル 2月号	株竹書房	13545-2	
"	17-236	レディースコミック [微熱] 2月号	セブン新社	09663-2	
"	17-237	もっとすごい本当の出会いのH話 Vol.28 増刊Dr.ピカソ 2月号	株バウハウス	06636-02 L 2006/2/14	
"	17-238	多重人格探偵 サイコ No.3	株角川書店	713260-8	
"	17-239	多重人格探偵 サイコ No.4	株角川書店	713286-1	
"	17-240	殺し屋 -1- イチ 第1巻	小学館	45365-12	
"	17-241	殺し屋 -1- イチ 第2巻	小学館	45365-13	
"	17-242	黒鷺死体宅配便 1	株角川書店	713527-5	
"	17-243	黒鷺死体宅配便 3	株角川書店	713600-X	
"	17-244	黒鷺死体宅配便 4	株角川書店	713676-X	
"	17-245	黒鷺死体宅配便 5	株角川書店	713749-9	
"	17-246	ザ・ベストMAGAZINE No.261 2月号	KKベストセラーズ	14003-02	
"	17-247	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No. 98 2月号	KKベストセラーズ	04039-02	
"	17-248	月刊 メルフレ ポンバー NO-057 2月号	KKベストセラーズ	08513-02	
"	17-249	海賊ナンバーワン 2月号	株竹書房	02461-2	
"	17-250	DVD エキサイトスクープ VOL.3 DVD DOKAN 2月号増刊	曙出版(株)	06482-02 ①-2006/2/20	
"	17-251	ストリートナンパ Don't 2月号増刊	株サン出版	06778-02 ①2006-2/18	

●佐賀県告示第十号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月十三日

佐賀県知事 古川康

一 保安林予定森林の所在場所

多久市東多久町大字別府二九四九の九一二、六一七六の二、多久市南多久町大字下多久五三九二、五三九三の三三、五三九三の三六、五三九三の六〇、五三九三の六二、多久市北多久町大字多久原三六三八、六一七七の八、六一七七の一二、多久市多久町一九三三の一、一九三三の五九、一九三三の九七、一九六八の九、一九六八の七一、二六五一の一〇、二七三九の九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第十一号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月十三日

佐賀県知事 古川康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二十号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

伊万里市山代町東分子柏木七一四四の七、七一四五の二、七一四五の三、七一四五の七、七一四五の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年一月十三日から平成十八年二月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成十八年一月十一日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		
	区間	変更前	変更後
	幅員 メートル	延長 メートル	
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市真木町字赤井手一九八八 番八地先から 鳥栖市轟木町字四本黒木五五三 番一地先まで	二六・七 二五・〇	一八一・一 一一〇五・一一
	鳥栖市真木町字赤井手一九八八 番八地先から 鳥栖市轟木町字四本黒木五五三 番一地先まで	二五・一 一五・〇	一一〇五・一一
	鳥栖市真木町字赤井手一九八八 番八地先から 鳥栖市轟木町字四本黒木五五三 番一地先まで	二六・七 二五・〇	一八一・一 一一〇五・一一

特殊物資港区	唐津市西大島町の一部	約三・〇 ヘクタール
工業港区	唐津市二タ子三丁目及び中瀬通の一部	約五七・四 ヘクタール
漁港区	唐津市海岸通、東大島町及び二タ子三丁目の一部	約二一・二 ヘクタール
保安港区	唐津市西大島町の一部	約六・六 ヘクタール
修景厚生港区	唐津市二タ子三丁目及び中瀬通の一部	約二四・五 ヘクタール
マリーナ港区	唐津市二タ子三丁目の一部	約〇・七 ヘクタール

関係図書は、佐賀県県土づくり本部交通政策部港湾課及び唐津土木事務所において縦覧に供する。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。

関係書類は、平成18年2月21日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年1月13日

佐賀県知事 古川康

唐津港臨港地区内分区指定

分 区	区 域	面 積
商 港 区	唐津市東大島町、二タ子三丁目及び中瀬通の一部	約二六・五 ヘクタール

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人 信和会

(2) 代表者の氏名 三戸谷威子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県小城市三日月町久米251番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づいて、高齢者や障害者などが、住みなれた地域で健康に安心して暮らしていくことができるよう、福祉サービスに関する事業を行なうを通じて、豊かな地域社会の構築に努力すると共に、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年2月27日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において総覽に供する。

平成18年1月13日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 長樂苑

(2) 代表者の氏名 中野 幸光

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市材木一丁目2番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての高齢者、障害者、子供やその家族が安心して長く楽しく暮らしていく地域社会を目指し、介護予防、高齢者福祉事業及び子育て支援事業を行なうと共に民間のさまざまな活動を促進し、高齢者な

どと民間福祉事業との接着剤となるべく事業を展開することにより、地域福祉の増進に寄与する事を目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく平成17年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成18年1月13日

1 検査の対象家畜、期日、時間及び場所は、次のとおりとする。

対象家畜	期 日	時 間	場 所
豚	平成18年 2月3日	10時から 12時まで	西松浦郡西有田町 佐賀共栄畜産A.Iセンター

2 検査対象家畜は、新たに種畜の指定を受けようとする家畜で、血統及び产地が明確なものでなくてはならない。

3 検査対象家畜の飼養者は、種畜検査申請書2通を検査期日の10日前までに管轄する家畜保健衛生所に提出すること。

なお、種畜検査申請書の用紙は、家畜保健衛生所において交付する。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、有田町長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年1月13日

佐賀県知事 古川 康

1 作業種類 公共測量（固定資産税課税用資料としての現況図作成）

2 作業期間 平成17年12月28日から平成18年2月10日まで

3 作業地域 有田町全域及び西有田町全域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鏡久里土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年1月13日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	牧山 孝好	唐津市鏡4139番地	平成17年12月9日退任
"	近藤 敏之	" " 1629番地	"
"	脇山 好雄	" " 4108番地	"
"	片峯紀久雄	" " 2024番地	"
"	脇山 久利	" " 2101番地	"
"	片峯 俊雄	" " 1302番地	"
"	脇山 敏晴	" " 2315番地	"
"	麻生 義次	" 半田5633番地	"
"	麻生 肇史	" " 3156番地	"
"	石崎 義一	" 宇木438番地1	"
"	脇山 純治	" 原379番地	"
"	濱田 春成	" " 425番地	"
"	市丸 房光	" 柏崎1281番地1	"
"	本田 末久	" 久里2384番地	"
"	山崎 和明	" 夕日147番地第2	"
"	中江明治郎	" 中原2489番地	"
"	山下 安則	" 宇木3055番地	"
監事	永田 晴男	" 鏡102番地	"
"	吉田 芳徳	" 原1021番地	"
"	加藤 武晴	" 久里389番地1	"
理事	牧山 孝好	" 鏡4139番地	平成17年12月10日就任
"	近藤 敏之	" " 1629番地	"
"	脇山 好雄	" " 4108番地	"
"	永田 俊雄	" 2022番地1	"

建築基準法（昭和25年法律第2011号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
29	鹿島市大字納富分字馬場1062番2、1062番3、1064番2 1064番6及び1068番4	平成17年12月22日	4.00~ 6.02	23.23

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定をした道路について、建築基準法施行細則(昭和36年佐賀県規則第14号)第12条の規定により、次のとおり変更を承認した。

平成18年1月13日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	第21号
指定年月日	平成6年7月8日
変更番号	変-3

変更年月日 平成17年12月28日

伊万里市大坪町字壱ノ坂乙4706番2、乙4710番3、乙4715番5、乙4715番4、乙4716番10、乙4716番12、乙4722番6及び乙4722番7

位置指定 変更後	伊万里市大坪町字壱ノ坂乙4706番2、乙4710番3、乙4715番5、乙4715番4、乙4716番10、乙4716番12、乙4722番6及び乙4722番7
変更前	4から乙4715番6まで、乙4716番10、乙4716番12、乙4722番6及び乙4722番7
幅員(メートル)	4.05~6.00
延長(メートル)	134.80

指定変更に係る図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 議會選舉管理委員会

佐賀県選舉管理委員会
委員長 松尾紀男

1 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

111' 八五七人

11 選議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

111' 一四〇人

選挙区名 三分の一の数
佐賀市 四三' 一八二人

唐津市 110' 八一六人

鳥栖市 一六、六七〇人

多久市 六、一一一人

伊万里市 一五、六三九人

武雄市 九、〇一八人

鹿島市 八、六四五人

小城市 一二、一五三人

佐賀郡 一九、六八五人

神埼郡 一三、六〇四人

●佐賀県選舉管理委員会規則第一号
地方自治法(昭和11年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定

する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十八年一月十三日

申購
込先
料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

杵島郡
藤津郡
一七、〇七四人
一〇、九三八人

発行者
平成十八年一月十三日印刷及び発行
佐賀県知事
古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷